

「立川市立立川第三中学校 P T A」

規約・細則

立川市立立川第三中学校 P T A

「立川市立立川第三中学校PTA」規約

第1章 名称 目的 方針

第1条 (名称)

この会は立川市立立川第三中学校（以下三中という）PTAと称し、事務室を三中内に置く。

第2条 (目的)

この会は保護者と教職員が協力して、家庭・学校・社会における生徒の幸福な成長を図ることを目的とする。

第3条 (方針)

この会は教育を本旨とする民主団体として、次の方針に従って活動する。

- 1 家庭と学校間の緊密な連絡により生徒の人格形成と教育環境の振興に寄与する。
- 2 児童、生徒、青少年の教育福祉の為に活動する他の団体機関と協力し、ほかの団体機関に対し干渉したり、他の団体機関から干渉されない。
また、特定の政党、宗教団体に属して活動したり、公職選挙等に関与しない。
- 3 目的の達成、活動寄与の為に資金調達活動を行うことができる。

第2章 会員 会費

第4条 (会員資格)

三中に在籍する生徒の保護者またはこれに代わる者（以下保護者会員という）及び、三中の教職員（以下教職員会員という）が会員となることができる。
会員は、全て平等の権利と義務を有する。

第5条 (入会および退会)

- 1 入会届の提出をもって入会したものとみなす。
- 2 入会済みの会員については、次年度は自動継続とする。
- 3 会員は生徒の卒業、転出などにより会員資格を失った場合に自動退会になる他、退会届の提出をもって退会することができる。

第6条 (会費)

この会の会費については、定期総会にて承認された予算を基に金額を定めるものとする。

第3章 組織

第7条 (役員会)

- 1 役員会は全保護者会員のうちより選出された会長1名、副会長2名以上、書記2名程度、会計2程度、ボランティア担当2名程度をもって組織し、随時開催して総会及び運営委員会の議決事項よりこの会を運営する。
- 2 会長はこの会を代表し、会務を統轄し、必要に応じて各会議を招集する。

- 3 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時は互選によりこれを代行する。
- 4 書記は総会、運営委員会、役員会等の会議事務と議事録の保管事務を行う。
- 5 会計は予算決算に関する全てを管理し、会計事務全般及びその記録保管事務などを行い、総会、運営委員会における予算決算に関する説明報告、基礎予算の作成等を行う。
- 6 ボランティア担当は会員に対し活動への協力を募り、その指示を行う。また、

活動内容の広報を行う。

- 7 役員会役員は他の役職及び会計監査を兼務することはできない。
- 8 役員会役員の任期は選出時より次期総会までとする。

第8条 (会計監査)

会計監査は保護者会員の内より役員選考によって選出された2名により組織され、この会に関わる全ての経理状況を随時監査し、必要に応じ運営委員会及び役員会に出席し意見を述べ、定期総会において会計監査報告を行い、その任期は選出時より次期総会までとする。

第9条 (総会)

- 1 総会は定期総会と臨時総会とし、全会員をもって組織し、この会の最高議決機関である。
- 2 定期総会は毎年1回を定例とする。
- 3 臨時総会は運営委員会、または会員の10分の1以上の要求があった時に開催する。
- 4 総会審議は書面形式によるものとする。但し、会員の出席が必要と運営委員会が認めた時は対面形式(オンラインによるものを含む)とする。
- 5 総会は会員家庭数の3分の1以上の表決書の提出(電磁的記録を含む)または出席があった場合に成立する。
但し対面形式の場合は委任状を認める。
- 6 総会の議事は、表決書の提出者または出席者の過半数をもって決定し、賛否同数の時は議長が決定する。

第10条 (運営委員会)

運営委員会は、役員会役員、校長、副校長並びに特別委員会が設置されている場合にあってはその委員代表をもって組織し、総会に次ぐ議決機関である。

第11条 (特別委員会)

必要に応じて、運営委員会の議決により特別委員会を設置することができる。
特別委員会委員は会計監査を兼務することはできない。

第12条 (指導・助言等)

運営委員会、役員会等については、学校側との連絡調整、学校教育現場の状況把握、その他助言等を受ける為に、教職員、部外有識者、役員等の出席を求め指導・助言を受けることができる。

第13条 (役員選考)

役員選考については、別に定める。

第14条 (その他)

この会が全体で取り組む活動または参加する活動については、その都度全会員に協力を求めることができる。

第4章 経理

第15条 (経費)

この会の活動に要する経費は、会費その他の収入により支弁する。

第16条 (活動費 特別活動費)

この会の「予算」、「決算」にあたっては、この会本来の活動費と周年行事等の特別活動費とを明確に区別しなければならない。

第17条 (総会の承認)

この会の経費は総会において議決された予算に基づいて行われ、その決算は会計監査を経て、総会の承認を得なければならない。

第18条 (費目間予算の流用)

この会の予算につき費目間の流用については、運営委員会の承認を得て行うことができる。

第19条 (会計年度)

この会の会計年度は毎年度4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。但し、総会終了後の引継ぎ時までには、前期役員会が運用することとする。

第5章 弔慰

第20条 (弔慰規程)

弔慰規程については、別に定める。

第6章 規約の改廃

第21条 (規約の改廃)

この規約の改廃は、総会開催1週間前までに全会員に周知し、総会の議決を経なければ改廃することはできない。

「立川市立立川第三中学校P T A」細則

第1条 (目的)

この細則は立川市立立川第三中学校P T A規約に基づき、会の運営活動を円滑に推進するために設ける。

第2条 (会費の納入方法)

会計年度内に属する会費の納入方法については、定期総会後速やかに会員に通知することとする。

第3条 (役員会)

役員会は保護者会員より選出された役員のほか、学校教育現場の状況周知、その他学校関係に関する指導・助言を受ける為、規約第12条の定めるところにより副校長を副会長として役員会に参画させることができる。

なお役員会役員は、その職責上、規約等に定めなき事項について判断処理を行う場合は、この会の発展向上を第一としなければならない。

第4条 (総会)

1 総会開催については役員会が開催に関わる事務事項等の一切を行う。

2 対面形式での総会審議事項については前項の定めに関わらず、役員以外の保護者会員の内より議長1名、書記2名以上、また役員会に所属しない教職員会員の内より副議長1名を、運営委員会の内諾を得て依頼し、総会出席者の承諾により審議進行、記録書の作成等を行わせる。

第5条 (運営委員会)

運営委員会については役員会が開催に関わる事務事項等の一切、会議の運営方法、出席員数の確認、司会進行等を執り行う。

また、運営委員会は規約に定めなき事項の審議決定、この「細則」並びに「規程」、「基準」、「取扱要領」、「内規（またはそれに準ずるもの）」の制定改廃の審議決定を行う。

第6条 (特別委員会)

特別委員会は、三中の周年記念事業や卒業記念事業等において設置することができる。

第7条 (活動費の決裁)

3万円未満の支出の精算書の決裁権者は「会計」とする。

3万円以上の支出の精算書の最終決裁権者は「副会長」とする。

第8条 (備品の定義)

価格3万円以上の備品を購入した際は備品番号を採番する。また備品には、備品番号、購入年月日、使用期限、価格を記入したラベルを貼ることとする。

第9条 (書類の保管)

書類の保管期間は、会計は5年、その他は3年とする。

第 10 条 （細則の改廃）

この細則は運営委員会の承認を得なければ改廃することはできない。

役員選考規程

第 1 条 （目的）

規約第 13 条の定めるところにより、この規程を作成し、役員選考の公正を期する。

第 2 条 （組織 構成）

役員選考については役員会が選考に関わる事務事項等の一切を行う。
ただし、公正を期するため会員より若干名に協力を求めることとする。

第 3 条 （指導・助言）

役員会が必要と認めれば、この会の会員、教職員または部外有識者の出席を求めて指導・助言を受けることができる。

第 4 条 （役員選考案内）

役員会は以下の事項につき毎年度 11 月 1 日前後に次年度役員選考に関する案内を、また 4 項については毎年度 2 月末日までの適宜な日に報告を全会員に対し行わなければならない。

- 1 今回役員選考の対象となる役職、人数。
- 2 立候補の届出に関する資格、日時、方法等。
- 3 推薦書の提出に関する資格、日時、方法等。
- 4 決定した次年度役員候補者等。

第 5 条 （役員候補者の決定）

立候補届及び推薦書に基づき次年度役員候補者を定め、役職等を含めて候補者本人の意思確認を行い、次期役員候補者として決定する。この場合、現役員の協力を求めることができる。

第 6 条 （基準 取扱要領）

この規程に定めなき事項または不明な事項に関しては、役員会の協議により「基準」、「取扱要領」を定め、運営委員会において審議決定し、運用することとする。

弔慰規程

第 1 条 （目的）

規約第 20 条の定めるところにより、この規程を作成する。

第2条 (弔慰金)

死亡弔慰金は、保護者会員、教職員会員、三中在校生徒の場合に5000円とする。

第3条 (その他)

その他定めなき事項に関しては、その年度の役員会において「弔慰基準」を定め、運営委員会の承認を得て運用することとする。

「立川市立立川第三中学校 P T A」個人情報取扱規則

第 1 条 (目的)

立川市立立川第三中学校 P T A (以下、「本会」という。) が保有する個人情報の適正な取り扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、P T A 役員名簿及びその他の個人情報データベース (以下、「個人情報データベース」という。) の取扱いについて定めるものとする。

第 2 条 (責務)

本会は個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、P T A 活動において個人情報の保護に努めるものとする。

第 3 条 (管理者)

本会における個人情報データベースの管理者は、P T A 会長とする。

第 4 条 (取扱者)

本会における個人情報データベースの取扱者は、P T A 役員とする。

第 5 条 (秘密保持義務)

個人情報データベースの管理者・取扱者は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

第 6 条 (収集方法)

本会は、個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。なお、要配慮個人情報などを収集する場合は、あらかじめ本人の同意を得る。

第 7 条 (利用)

取得した個人情報は、次のような本会の維持、管理、運営等に必要な業務のために利用する。

- (1) 会費集金および管理
- (2) 文書の送付および連絡
- (3) 会員名簿、各部・委員会及び各種 P T A 活動

第 8 条 (利用目的による制限)

本会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

第 9 条 (管理)

個人情報は管理者又は取扱者が保管するものとし、適正に管理する。また不要となった個人情報は管理者立会いのもとで、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

第 10 条 (保管)

個人情報データベース、個人データを取り扱う電子機器等については、ウィルス対策ソフトを入れるなど適切な状態で保管することとする。

第 11 条 (第三者提供の制限)

個人情報には次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要な場合
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

第 12 条 (第三者提供に係る記録の作成等)

個人情報を第三者(第 11 条第 1 号から第 4 号の場合及び県、市役所、区役所を除く)に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- (1) 第三者の氏名
- (2) 提供する対象者の氏名
- (3) 提供する情報の項目
- (4) 対象者の同意を得ている旨

第 13 条 (第三者提供を受ける際の確認等)

第三者(第 11 条第 1 号から第 4 号の場合及び県、市役所、区役所を除く)から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- (1) 第三者の氏名
- (2) 第三者が個人情報を取得した経緯
- (3) 提供を受ける対象者の氏名
- (4) 提供を受ける情報の項目
- (5) 対象者の同意を得ている旨 (事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要)

第 14 条 (情報開示等)

本会は、本人から、個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

第 15 条 (漏えい時等の対応)

個人情報データベースを漏えい等(紛失含む)したおそれがあることを把握した場合は、直ちに管理者に報告する。

第 16 条 (研修)

本会は、PTA 役員に対して、定期的に、個人データの取扱いに関する留意事項について、研修を実施するものとする。

第 17 条 (苦情の処理)

本会は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

第 18 条 (規則の改廃)

この規則の改廃は、総会開催 1 週間前までに全会員に周知し、総会の議決を経なければ改廃することはできない。

昭和 62 年 4 月 18 日 制定施行
昭和 63 年 4 月 16 日 一部改正
平成 7 年 4 月 14 日 一部改正
平成 8 年 4 月 26 日 一部改正
平成 16 年 4 月 23 日 一部改正
平成 20 年 1 月 22 日 一部改正
平成 21 年 1 月 20 日 一部改正
平成 22 年 4 月 16 日 一部改正
平成 24 年 2 月 17 日 一部改正
平成 30 年 4 月 19 日 一部改正
令和元年 12 月 3 日 一部改正
令和 5 年 4 月 29 日 一部改正
令和 6 年 4 月 27 日 一部改正

※本規約・細則は卒業時まで保管をお願いいたします